

令和6年8月太子町教育委員会（定例会）
会 議 録

令和6年8月16日、午後1時30分より太子町教育委員会を太子町役場交流棟2階スペース2に招集した。

1. 議 事 日 程

第1. 開会・教育長あいさつ

第2. 前回定例会会議録の承認

第3. 本日の会議録署名委員指名

第4. 行事結果・予定報告

第5. 教育長報告

太子町教育委員会後援名義使用許可について

太子町教育委員会令和5年度事務事業点検・評価について

第6. 議事

議案第54号 令和7年度使用教科書の採択について

議案第55号 令和7年度使用一般図書の採択について

議案第56号 令和6年度太子町一般会計補正予算（第2号）（うち教育委員会
会所管分）に対する意見聴取について

議案第57号 区域外就学の承諾に関する専決処理について

第7. その他

2. 本日の会議に出席した教育委員

委員 福田 秀樹

委員 福本 充治

委員 杉本 泰代

委員 竹澤 秀代

3. 本日の会議に出席した事務局職員

教 育 長	糸井 香代子
教 育 次 長	福井 照子
管 理 課 長	改野 学由
こどもえがお課長	肥塚 馨
社会教育課長	熊谷 恵之
文化推進課長	森本 麻友
管 理 課 係 長	武中 俊明
管 理 課 主 査	光藤 雄矢

●開会・教育長あいさつ

- 教育長 本日は、ご多用の中、定例教育委員会にご出席くださいますありがとうございます。
開会に先立ちまして、不幸にも8月10日にお亡くなりになった本町教諭のご冥福を心からお祈りするため、黙禱をささげたいと思いますので、皆様ご起立ください。
- 全員 <太子東中学校の教諭が急逝されたことを受けて黙禱>
- 教育長 8月19日の全校登校日に備えて、本日先生方はスーパーバイザーからお話を伺っております。
また、全校登校日当日にスーパーバイザーとスクールカウンセラーに来校してもらい、子どもの心のケアに当たっていただくこととなっております。
それでは、ただいまから、令和6年8月の定例教育委員会を開会いたします。

●前回定例会会議録の承認

●本日の会議録署名委員指名

- 教育長 前回定例会会議録の承認は福本委員と杉本委員にお願いします。
本日の会議録の署名委員は福田委員と竹澤委員を指名させていただきます。
よろしくお願いいたします。
- 次に、本日予定されている議事ですが、第57号議案につきましては、個人情報保護の観点から非公開とさせていただきますがよろしいでしょうか。
- 各委員 結構です。
- 教育長 ありがとうございます。
それでは、第57号議案につきましては、非公開とさせていただきます。

●行事結果・予定報告

- 教育長 行事結果及び行事予定の説明をお願いします。
- 管理課長 <8・9・10月の行事結果及び行事予定説明>
- 教育長 8・9・10月の行事結果及び行事予定について説明いたしましたが、ご意見ご質問等はありませんか。
- 各委員 ありません。

●教育長報告

- 教育長 教育長報告について事務局より説明をお願いします。
- 教育次長 本日の教育長報告は、①太子町教育委員会後援名義使用許可について、②太子町教育委員会令和5年度の事務事業点検・評価についての2件です。

はじめに、①太子町教育委員会後援名義使用許可について、5名の申請者から5件の行事について届出があります。

1件目の申請者は、西播磨文化協会連絡協議会 会長 萬代 新一郎氏です。

事業名称は、「令和6年度播州段文音頭大会」です。

実施日は、令和6年8月24日（土）です。

実施場所は、西播磨文化会館です。

事業目的は、「唄い踊り継がれてきた播州段文音頭の保存会が一堂に集って交流を図り、活動の活性化とともに、地域文化の振興に寄与する」となっております。

2件目の申請者は、西播磨地区中学校教育研究会理科部会 たつの市龍野東中学校長 日下 博文氏です。

事業名称は、「令和6年度 西播磨地区中学校理科教育研究大会」です。

実施日は、令和6年11月22日（金）です。

実施場所は、太子町立太子東中学校です。

事業目的は、「『主体的・対話的で深い学び』の実現に向けた ICT 機器の利活用」となっております。

3件目の申請者は、太子フットボールクラブジュニア 代表 神路 一郎氏です。

事業名称は、「太子 FC Jr 夏休み強化合宿交流戦」です。

実施日は、令和6年8月17日（土）、18日（日）です。

実施場所は、総合公園陸上競技場です。

事業目的は、「県内交流チームとの親睦を深め、夏休み合宿でのチーム強化を目的とする」となっております。

4件目の申請者は、たつの市ソフトテニス協会 会長 大村 哲氏です。

事業名称は、「第79回井口杯ソフトテニス大会」です。

実施日は、令和6年9月7日（土）です。

実施場所は、太子町総合公園、太子東中学校、たつの市中川原公園、龍野西中学校です。

事業目的は、「ソフトテニスを通じて技術交流及びにマナーの向上を目指す」となっております。

5件目の申請者は、姫路ウインドアンサンブル 団長 三木 斐左治氏です。

事業名称は、「クリスマスコンサート」です。

実施日は、令和6年12月15日（日）です。

実施場所は、丸尾建築あすかホール 大ホールです。

実施目的は、「日頃の練習の成果を発表し、団員の技術向上や来場者との交流を図る、また、文化芸術の普及、地域の方々の文化生活向上に寄与する」となっております。

以上です。

教育長 ご意見、ご質問等はございませんか。

各委員 ありません。

教育長 続いて、事務局より説明をお願いします。

教育次長 次に、②地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づく太子町教育

委員会 令和 5 年度事務事業点検・評価について報告させていただきます。

管理課所管の「学校教育の充実」につきましては、徳富伸吾氏、川村隆弘氏に外部評価委員を委嘱し、7 月 26 日に 34 件の事業について点検と評価を依頼しました。

「社会教育の充実」につきましては、松浦りつ子氏、山本慈乗氏に外部評価委員を委嘱し、7 月 19 日に社会教育課所管の 28 件と文化推進課所管の 11 件の事業について点検と評価を依頼しました。

各委員からの具体的なお意見及び、各課の点検評価一覧表については、資料に掲載しておりますので、改めてご覧いただくこととし、ここでの説明は割愛します。

これらの点検・評価は 9 月議会で報告するとともに、ホームページ等で外部に公表を予定しております。

なお、本年度は令和 5 年度事業を対象としているため、幼稚園の事業は管理課で点検・報告等を行っております。

来年度以降は、こどもえがお課においても、他課と同様に外部評価を実施することになります。

また、外部評価の対象は、教育委員会の権限が及ぶ範囲とされているため、幼稚園の業務だけでなく、学童・保育所・手当三法や虐待防止等に関する事業まで、こどもえがお課が所管する全事業が含まれることになります。

以上です。

教育長 ご意見、ご質問等はございませんか。

各委員 ありません。

●議事

教育長 次に、議事に移ります。

第 54 号議案について事務局より説明をお願いします。

管理課長 議案第 54 号「令和 7 年度使用教科書の採択について」説明いたします。

令和 7 年度使用教科用図書採択基本方針については、5 月定例教育委員会で説明させていただいた通り、西播磨の各市町と共同で西播磨教科用図書採択地区協議会を設置し、同協議会の報告と兵庫県教育委員会の指導助言を参考にしております。

まず、令和 7 年度使用の小学校教科用図書については、教科ごとの発行者は令和 6 年度使用の教科用図書と変更はありません。

次に、令和 7 年度使用の中学校教科用図書についてですが、中学校は来年度が 4 年に一度の改訂の年になっており、保健体育と技術の教科用図書が、これまでとは別の発行者のものが選定されました。

調査員がまとめた選定理由を申し上げます。

保健体育につきまして、「1 時間の授業が、『課題をつかむ』『きょうの学習』『学習のまとめ』という構成で見開きページにまとまっており、理解しやすい。また、章ごとの振り返り問題も観点別に整理され、生徒が主体的に学べる工夫がなされている。」という理由や、「学習の要点が『キーワード』でまとめられており、学習内容を把握しやす

い。『学習のまとめ』には、個人やグループで考え、話し合う課題等が盛り込まれ、中学生の実態に即した言語活動の強化が意図されている。また、随所にQRコードが配置され、タブレット学習や家庭学習等を通してデジタル資料の活用と学習内容の定着が期待できる。」といった選定理由となっております。

技術につきまして、「生徒の生活体験や発達段階及び授業時数などを十分考慮して範囲や程度が定められており、各内容の系統性も適切であった。」といった理由や、「写真や図版などの資料は分かりやすく、必要な箇所では、生徒が自分で作業しているように見えるアングルで撮影した写真が使用されているなど、理解を促すための工夫がされていた。」といった理由、「各内容の適切な箇所にQRコードが記載されており、科学技術の進歩、社会の変化に対応できる最適な学びの実現がされていた。」といった選定理由となっております。

最後に、令和7年度使用の小・中学校特別支援学級用図書、いわゆる☆本については、従来からの変更はありません。

なお、採択された教科書を持って参りましたので、後ほどご覧ください。

以上です。

教育長
委員

ご意見、ご質問等はございませんか。

教科書選定につきまして、「変更なし」と報告を受けるものが多いですが、数年毎に他の教科書へ変更した方が良いのではないかと考えています。

同じ教科書を使うことが当然であるように感じられる他、教科書が変わることによって、教員の教科書の見方も変化し、子どもにとって、より良い指導方法を検討できるのではないかと私は考えます。

また、子どもの主体的な学習を教員が支援する学習形態が推進される昨今、一斉授業より難しい指導方法を求められている教員にとっても、教科書の重要性は今まで以上に高まっているのではないかと感じます。

管理課長

指導方法の変化につきましては、1人1台端末を導入した時期からさらに課題となっており、委員のおっしゃる通り、教員に求められる力量は年々高まっています。

教育長

教科書の選定につきましては、同じ教科書でも変化を遂げており、殆どの教科書にQRコードが記載されている現状において、アクセス先のレスポンスや、内容の分かりやすさまで検討した上で選定しております。

しかし、「今まで使っていた教科書が使いやすい」という先入観が無いとは言いきれないため、太子町が教科書採択の事務局に当たる3年後には、より一層公正な目で教科書の内容を調査できるよう、賜りました意見を選定委員の皆様にお伝えできればと思います。

他にございませんか。

各委員

ありません。

教育長

それでは、議案第54号は、承認いただいてよろしいでしょうか。

各委員

結構です。

教育長

続いて、第55号議案について事務局より説明をお願いします。

管理課長

議案第55号「令和7年度使用一般図書の採択について」説明いたします。

まず、学校教育法第 34 条第 1 項において「文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文科省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない」とありますが、学校教育法附則の第 9 条において「特別支援学校及び特別支援学級においては当分の間、学校教育法第 34 条第 1 項に規定する教科用図書以外の図書を使用することができる」と例外の規定があります。

本議案は、この附則第 9 条に基づき特別支援学級において使用する図書の採択を求めるものであります。

来年度、龍田小学校の特別支援学級に在籍する児童と太田小学校の特別支援学級に在籍する児童に対して、資料に記載されている 7 冊の図書を使用したいと学校から申し出を受けたものです。

これにつきましては、保護者の合意も得られている、とのことでした。

図書の詳細につきましては、資料に掲載しております。

以上です。

教育長 ご意見、ご質問等はございませんか。

各委員 ありません。

教育長 それでは、議案第 55 号は、承認いただいてよろしいでしょうか。

各委員 結構です。

教育長 続いて、第 56 号議案について事務局より説明をお願いします。

管理課長 議案第 56 号「令和 6 年度太子町一般会計補正予算（第 2 号）（うち教育委員会所管分）に対する意見聴取について」説明いたします。

なお、各課の人件費につきましては、異動を反映した職員数の増による一般職給料の増額や、会計年度任用職員に関する職員手当の措置等を行っておりますが、義務的経費であるため資料への記載は省略させていただき、それ以外の項目について表にまとめております。

それでは、管理課分について説明いたします。

まず、歳入（教育費）につきましては、款 16 県支出金、項 3 委託金、目 6 教育費委託金、節 1 教育振興費委託金の「心の健康観察導入推進事業委託金」について説明いたします。

県教委の新規事業として、「心の健康観察」導入推進事業が今年度から実施されます。

「全国的に不登校やいじめ、児童・生徒の心の健康に関する課題が急増する中、教職員が児童・生徒の心や体調の変化を把握し、組織的に早期発見、早期支援を行うことが求められている。そこで、児童・生徒が 1 人 1 台端末を活用し、ストレスチェックを行うことで、児童・生徒が自身の心や体に向き合うきっかけを作るとともに、教職員が児童・生徒の些細な SOS に気づき、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、養護教諭、及び担任等が連携し、早期に適切な支援に繋げるよう、組織的な対応の充実に努める」ことが本事業の主旨となります。

今年度中に本事業を進めるよう依頼があり、20 万円の委託契約を県と結ぶことになりましたが、昨年度の予算編成の際は詳細な説明がなかった情報となりますので、急遽、補正予算を組ませていただきました。

続いて、歳出（教育費）につきまして、款 10 教育費、項 1 教育総務費、目 3 教育振興費における、節 7 報償費、節 10 需用費、節 13 使用料及び賃借料の 3 点は、「不登校児童生徒等支援事業」に関する支出になります。

スクールカウンセラーや大学教員を招へいするための講師謝礼、消耗品の購入費用、1 人 1 台端末を活用した心の健康観察アプリの使用料等に充てます。

続いて、目 3 教育振興費、節 19 扶助費につきまして、対象児童生徒の増により、特別支援学校児童・生徒就学援助費を増額しております。

続いて、目 4 教育支援センター費、節 14 工事請負費につきまして、教育支援センターとして所管しているふれあいホールの雨漏りが従来から発生していましたが、改修の工法等が定まったことから、この度、改修工事費の補正を組んでおります。

続いて、項 2 小学校費、目 1 学校管理費、節 14 工事請負費として 3 点挙げております。1 点目につきまして、太田小学校屋内運動場の音響設備の故障により更新が必要となったため、工事費を計上しております。

2 点目につきまして、4 月 16 日の雹被害により、石海小学校の屋上防水シートに多数の亀裂が生じており、今後、大規模な雨漏りに繋がる可能性が十分考えられるため、改修のための工事費を計上しております。

3 点目につきまして、太田小学校の学校図書館において雨漏りが発生しているため、屋上の防水工事のための工事費を計上しております。

続いて、項 2 小学校費、目 2 教育振興費、節 7 報償費につきまして、年度当初の予算で、幼稚園と保育所にリズム体操の講師謝礼を計上し、子どもたちの運動能力の向上を図る新規事業として挙げておりましたが、事業を小学校低学年にも拡充しようということで、企業版ふるさと納税を財源とした補正予算を挙げております。

管理課分については、以上です。

こどもえがお課長

こどもえがお課分について説明いたします。

歳入（民生費）につきまして、款 15 国庫支出金と款 16 県支出金の「利用者支援事業（こども家庭センター型）補助金」は、令和 6 年 3 月末に事業の実施要綱が示されたことに加え、令和 6 年 5 月中旬に補助金の交付要綱が示されたことにより補助率が確定しましたので、国庫補助金と県補助金を改めて算定し、児童福祉総務費に充当し直しています。

続いて、歳出（民生費）につきまして、今年度から児童手当が大幅拡充されます。

児童手当制度の改正に伴う所得制限の撤廃により、今まで所得限度額の超過を理由に特例給付や給付の対象外となっていた方が本則給付対象になります。

また、支給期間も高校生年代まで延長され、第 3 子以降の支給額が 3 万円に拡充されます。

さらに、振込回数が増加し、現在は 4 ヶ月に 1 回の振込ですが、今年度の 10 月分以降から 2 ヶ月に 1 回の振込となります。

これらの事務費につきまして、予算を作成した際は、システム改修費のみ計上しておりましたが、この度、郵送料や振込手数料が国庫補助金の対象になるという交付要綱が示されましたので、目 1 児童福祉総務費、節 10 需用費の「印刷製本費」及び、節 11

役務費の「通信運搬費」を減額し、目 5 児童措置費、節 10 需用費の「消耗品費」、「印刷製本費」及び、節 11 役務費の「通信運搬費」、「手数料」の予算を計上し直しております。

特に、「手数料」（振込手数料）につきましては、例年通りの 2 月、6 月、10 月の振込に加えて、12 月にも振込が発生し、例年より 1 回分多くなりますので、その分の振込手数料が対象経費となるので、予算化しています。

また、歳出（民生費）の目 1 児童福祉総務費から目 5 児童措置費への予算の組み替えに関わる歳入が、款 15 国庫支出金、項 2 国庫補助金、目 2 民生費国庫補助金、節 2 児童福祉費補助金の「子ども・子育て支援事業費補助金」になります。

こちらを増額して充当し直しております。

こどもえがお課分については、以上です。

社会教育課長

社会教育課分について説明いたします。

歳出（教育費）につきまして、款 10 教育費、項 6 保健体育費に、総合公園陸上競技場の公認改修工事実施設計委託料を計上しております。

総合公園陸上競技場の三種公認期間が令和 8 年 3 月 29 日に満了するのに先立ちまして、この 9 月に実施設計を補正させていただき、年度内に設計を行います。

その後、来年度の当初予算で予算化する予定の工事費で、同年度中に更新工事を実施します。

大規模な事業になりますが、西播や揖龍からも多くの方にお越しいただいている施設になりますので、まずは、実施設計を実施させていただく運びとなります。

社会教育課分については、以上です。

管理課係長

文化推進課につきましては、人件費のみの補正となりますので、説明はありません。

教育長

ご意見、ご質問等はございませんか。

各委員

ありません。

教育長

それでは、議案第 56 号は、承認いただいてよろしいでしょうか。

各委員

結構です。

教育長

続いて、第 57 号議案について事務局より説明をお願いします。

なお、ここから非公開となります。

管理課長

〈議案第 57 号「区域外就学の承諾に関する専決処理について」説明〉

●その他

教育長

本日の議事は全て終了しました。

続いて、その他の報告に移ります。

まず、教育次長から報告があります。

よろしくお願いします。

教育次長

人事の同意案についてご報告いたします。

8 月 28 日から令和 6 年第 4 回太子町議会定例会が開催されますが、9 月末をもって任期が満了する教育長には、糸井 香代子氏を、同じく任期満了の教育委員には、福本

充治氏を引き続き候補者とする議案が提出されることになりました。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律によりますと、町長が議会の同意を得て任命を行います。

任期は、教育長が3ヶ年、教育委員が4ヶ年です。

議会初日の8月28日に提案され、同日のうちに採決される予定です。

過半数の賛成により人事案が同意されましたら、10月1日付けで町長から辞令が交付されることになりますので、ご承知おきください。

以上です。

教育長 次に、教育委員の皆様からご意見、ご質問等はございませんか。

各委員 ありません。

教育長 続いて、事務局から連絡、報告事項はありませんか。

管理課長 お手元にお配りしております資料について説明いたします。

職員録について、取り扱いには十分気を付けていただき、県連合会会長の報告及び、冊子「市町村教委」につきましては、後刻ご覧ください。

「令和6年度 県教育委員会と意見交換事項について」という資料につきまして、こちらは、前々回の定例会において報告いたしました、管理職の処遇及び、中学校における35人学級の実施に関する意見を反映させた要望書になります。

市町村教育委員会連合会と県教育委員会で意見交換がなされる際に、こちらの資料が提出されますので、ご確認ください。

最後に4月に実施された全国学力学習状況調査について、次回の定例会で分析結果等の詳細をお伝えしますが、この度は、速報値のみ資料にてご報告いたします。

資料につきましては、後ほど回収させていただきます。

以上です。

教育長 他に、事務局より連絡はありませんか。

管理課係長 行事予定報告の際に管理課長から説明のありました、10月4日に実施される総合教育会議につきまして、予算の重点事項について各課から報告があれば、この会議で議題に挙げられると企画政策課から通知がありました。

つきましては、来年度予算の各課の重点事項を9月定例会にて教育委員の皆様にお示ししますので、よろしくお願いいたします。

教育長 他に、事務局より連絡はありませんか。

社会教育課長 令和7年4月1日をもちまして、「太子町体育協会」の名称が「太子町スポーツ協会」に変更されます。

本件は、「スポーツ庁」の設置や「兵庫県スポーツ協会」への名称変更の流れに合わせたものであり、体育協会の総会において既に決定しております。

名称変更に伴う条例改正等がありますので、本件を12月の議会に出させていただきますが、8月20日に行われる「第64回町民体育大会実行委員会」において、話題に挙がる可能性がございますので、先んじてご報告いたします。

以上です。

教育長 他に無いようでしたら、次回の定例会の開催日を調整いたします。

次回の定例会は9月25日（水）午前10時00分に開会いたします。
以上をもちまして8月の定例会を終了させていただきます。
お疲れ様でした。

令和6年8月16日 午後2時30分閉議